

# R6 直江津小学校いじめ防止等の基本方針

上越市立直江津小学校

## 1 はじめに

いじめの防止等は、全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。いじめをなくすため、まずは、日頃から、個に応じた分かりやすい授業を行うとともに、深い児童理解に立ち、生徒指導の充実を図り、児童が楽しく学びつつ、生き生きとした学校生活を送れるようにしていくことが重要である。

また、いじめを含め、児童の様々な問題行動等への対応については、早期発見・早期対応を旨とした対応の充実を図る必要があり、関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える児童一人一人に応じた指導・支援を、積極的に進めていく必要がある。

このような考えのもと、平成 25 年 6 月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成 27 年 3 月に「新潟県いじめ防止基本方針」、「上越市いじめ防止等のための基本的な方針」が策定された。

その後、国の「いじめ防止のための基本的な方針（平成 29 年 3 月）」の改定や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月）」の策定を受け、平成 31 年 3 月には、「市の基本方針」を改訂した。この度、改定から 3 年が経過し、令和 2 年 12 月に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」が施行されたこと及び、「新潟県いじめ防止等に関する調査委員会」からの提言を受け、令和 3 年 7 月に「新潟県いじめ防止基本方針」が改定された。そして、令和 6 年 2 月に「市の基本方針」が見直しをされた。

これらのことを受け、本校における「いじめ防止等の基本方針」を定めるものである。

## 2 いじめの定義

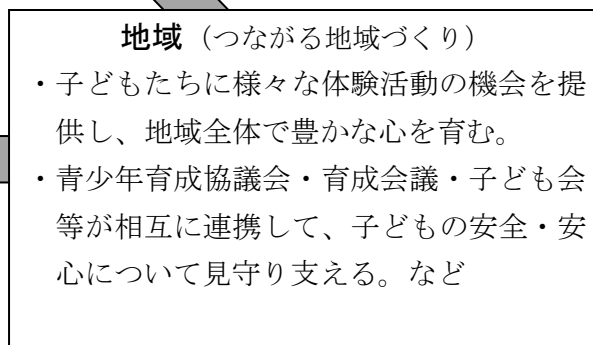
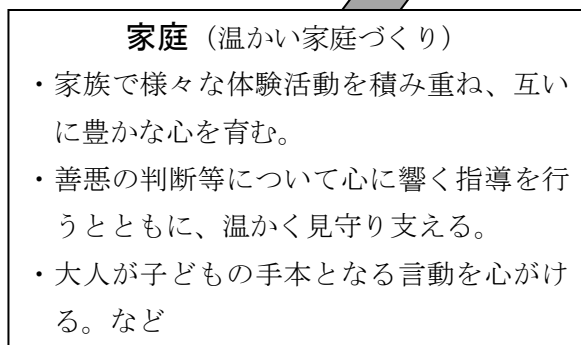
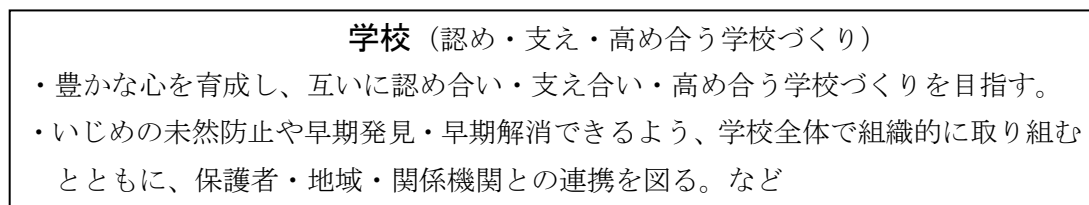
いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
〔平成 25 年 6 月 いじめ防止対策推進法 第 2 条 より〕

※今後「いじめ」とは、「いじめ類似行為」を含める。類似行為とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該児童等が当該行為を知った時に心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

## 3 いじめの防止等に対する基本理念

「いじめは、どの子にも起こりうる深刻な人権侵害であること、より根本的な問題解決のためにいじめの未然防止の観点が重要であること」を共通認識する。全ての児童が心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育むために、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して取り組む。



## 4 いじめ防止等の対策のための組織

### (1) いじめ防止対策委員会とその役割

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のための委員会を設置し、必要に応じて開催する。

役割：①各取組の計画の作成、実施、検証、修正の中核

②いじめの相談・通報の窓口

③いじめ等問題行動に関わる情報の収集と記録、共有

④会議の開催、対応方針（いじめに当たるか否か）の決定、対応の中核

⑤「いじめ等の基本方針」の点検、見直し

### (2) 児童理解を深める会

児童理解を深める会を年間3回（年度始めや長期休業明け）程度開催し、配慮を要する児童の現状や指導状況について、全教職員で情報交換及び共通理解を図る。また、毎週始めの終礼時にも、児童の状況について情報交換を行い、共通理解と早期対応に努める。

### (3) 学校運営協議会

有識者や地域住民及び保護者等で構成されている学校運営協議会において、いじめ防止等の取組について承認を得るとともに、「いじめ見逃しゼロ」に向けて、広く地域に呼び掛ける。いじめを認知したときは、対応や状況について意見交換し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

## 5 いじめの防止等に関する取組

### (1) 未然防止の取組

#### **学校の取組**

○異年齢交流や児童会活動による、より良い人間関係づくりの取組

- ・異学年の交流活動を積極的に展開し、協力・協調することの大切さに気づかせたり世話や世話をされる経験をさせたりして、人と人とのより良い関わり方を身に付けさせる。
- ・人との関わり方の基礎・基本となる、「あいさつ」「言葉づかい」「思いやり」等について、全校児童が確実に身に付くよう、全校 SST を実施したり、縦割り班で遊ぶ「あったかタイム」

や児童会が中心となった主体的な活動(集会等)を展開したりする。(6月と11月をいじめ見逃しゼロ強調月間とする)

- ・児童会の「なかよしポスト」の活動において、児童同士で温かなメッセージを送り合い、自己有用感、自己肯定感の向上を図る。

○学級経営・学習指導の充実

- ・児童が、規律正しい態度で授業や行事に参加できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・集団の一員としての自覚や自信を育み、規範意識や自己有用感を高め、互いを認め合える人間関係、学級風土をつくる。
- ・クラス会議等で問題解決に向けて自治的能力や自主的な態度、自他ともに大切にする気持ちの育成に努める。また、いじめを自分事として議論し、いじめに立ち向かう実践力やいじめをやめさせるための行動をとろうとする意思を育てる。
- ・授業のユニバーサルデザイン化を基盤とした、一時間一時間の授業を大切にし、「関わり合って学ぶ、楽しく分かる授業づくり」に努める。

○道徳教育、人権教育、同和教育の充実

- ・豊かな心の育成のために特別な教科道徳はもとより、人権教育、同和教育を全ての教育活動において実践し、児童にいじめをしない・させない・見逃さない・許さない実践的な態度を育てる。
- ・児童に「差別やいじめを許さない、組織でいじめに対応する。」と周知するとともに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

○インターネット等を介したいじめに対する対策

- ・R2年度に作成した「直小メディアマナー宣言」を周知しながらチェックする等有効活用し、家庭と連携・協力した指導を実施する。
- ・SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、携帯電話のメールを介したいじめは、重大な人権侵害に当たることが理解させる。そのために、講演会や出前授業等、情報モラル教育を進めるとともに、家庭と連携した取組を推進する。

○職員の資質向上

- ・全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解して、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに取り組み、いじめ問題に対して適切な対処ができるようにする。
- ・心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上や、発達障害等の特性に係る理解や専門性の向上のための校内研修を推進する。

## **家庭の取組**

○安心できる家庭環境と豊かな体験活動による心の育成

- ・子の教育について第一義的責任を有する者として、基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るように努める。
- ・生活体験や自然体験、地域行事などに積極的に参加させ、命の大切さや人間関係づくりの能力、社会性等を育成する。

○善悪の判断と言語環境の整備

- ・児童に、いじめを行うことがないように、他者への思いやりや規範意識を含め、善悪の判断について心に響く指導を積み重ねる。
- ・家庭での言動が学校生活や社会生活に影響することから、家庭内の言語環境を整えるとともに、大人が手本を示したり、「あったカード」等で子どもの頑張りやよさを褒めたりする。

○SNS等ネット使用状況の把握と見守り

- ・児童のネット内のトラブルを防ぐため、使用について把握したり、ルール作りをしたりする。
- ・PCとの付き合い方等を学ぶ機会(研修会や講演会等)には積極的に参加する。

## **地域の取組**

### ○健全育成のための体験活動の提供

- ・「地域の子どもは地域で育てる」の考えの下、児童の健全育成のために、様々な体験活動を積極的に提供する。また、可能な限り地域の大人と触れ合える活動を展開し、幅広い人間関係づくりの能力を育てる。

### ○地域ぐるみによる見守りと声かけ

- ・地域ぐるみで子どもを育てる共通意識をもち、児童の心身の安全・安心について、温かい目で見守り、声かけをする。

### ○あいさつ運動等の推進

- ・地域の絆や人間関係を構築するために、地域全体で取り組む「あいさつ運動」等を推進する。

## (2) 早期発見のための取組

## **学校の取組**

### ○「学校生活調べ」と教育相談の実施

- ・「学校生活調べ（記名）」を毎月実施し、いじめや学校生活等の状況を把握する。いじめ見逃しゼロ強調月間の6月と11月は、親子で話し合いながら記入する。その後、必要に応じて教育相談を実施し、いじめの早期発見や早期解消に取り組んだり、学習や人間関係の悩みの相談に応じたりする。また、学級に応じて、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握する。「学校生活調べ」と教育相談の結果は記録し、校長、教頭も把握する。

### ○相談しやすい人間関係の構築

- ・教職員は、些細なことであっても相談できる教師（担任以外でも）と児童との人間関係の構築に努め、児童がいじめを訴えやすい（本音を出しやすい）雰囲気づくりに努める。
- ・自らSOSを発信した児童の心理的不安や自尊感情への配慮を図りながら、迅速に対応する。
- ・スクールカウンセラー、「24時間子どもSOSダイヤル」等、相談窓口を保護者、児童に周知する。

### ○複数の教職員による実態把握

- ・いじめは大人が把握しにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりすることを認識し、複数の教職員の手で、休み時間や放課後等の児童の実態把握に努める。

### ○教職員の人権感覚を磨きアンテナを高くした実態把握

- ・教職員自らが人権感覚を磨き、児童の言動についてアンテナを高くし、早期発見に努める。

### ○保護者等との連携

- ・児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。
- ・インターネット上のいじめについては、上越市教育委員会やネットパトロールを行っている機関等と連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。

## **保護者の取組**

### ○話し合いが行われる雰囲気づくりの構築

- ・児童の言動や持ち物、心身の様子や変化に細心の注意を払い、いじめの早期発見に努めるとともに、家庭内での会話を大切にし、何でも話し合える雰囲気づくりに努める。
- ・6、11月の学校生活アンケートの機会を利用する等、いじめが疑われると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談する。

## **児童の取組**

### ○いじめは絶対にしない

- ・自分を大切にし、一人一人の違いを近いし、尊重するとともにいじめは絶対に許されない人権侵害であることを学び、自ら他人に対していじめを絶対にしないようする。

○インターネットの特性を理解する

- ・各自の発達段階に応じて、インターネットを通じて送信される情報の特性に対する理解を深める。

○傍観しない

- ・自分がいじめられた場合だけでなく、他のいじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われた場合は、決して傍観することなく、学校の教職員、保護者、その他の関係者に相談するように努める。

○社会性を身に付ける

- ・学校の諸活動だけでなく、地域における活動に積極的に参加し、同世代の仲間だけでなく、異年齢の児童生徒や大人と交流し、社会性を身に付ける。

## **地域の取組**

○迅速な情報交換

- ・児童の言動等で気になる様子が見られたときは、躊躇なく迅速に学校や保護者に知らせるようにする。

### **(3) 早期対応・早期解消のための取組**

## **学校の対応**

○いじめの早期対応の構え

- ・いじめの発見・通報を受けた場合には、直ちに校内委員会を開催し、共通理解のもと、速やかに組織的に対応し、情報は記録して共有する。
- ・被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応もありうる。
- ・上越市教育委員会に認知の報告をし、指導や支援を受けながら連携して対応する。

○被害児童への対応

- ・被害児童から事実関係の聴取を行う。その際、被害児童にも責任があるという考え方はあってはならず、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。被害児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、児童の安全を確保する。事実の全容が明らかになっても経過等を伝える。その際、明らかにしてほしいという切実な思いを理解し対応する。また、子どもの見守りや支援等をお願いする。
- ・被害児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携したり、必要に応じて加害児童を別室指導したりし、被害児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう環境の確保を図る。
- ・被害児童と保護者の面談等において、いじめの行為が止み、心身の苦痛を感じなくなったか確認し、認知から概ね3ヶ月経った時に、解消したとするが、その後も継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

○加害児童への対応

- ・加害児童からも個別に事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、迅速に保護者に連絡する。事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力（見守りや支援）を求め、継続的な助言を行う。その際、「我が子の前で他の児童を批判するなど、いじめを誘発・助長する可能性があるような言動をしないこと」をお願いする。
- ・加害児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・加害児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

## ○いじめが起きた集団への指導

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体で話し合うなどしていじめを受けた児童の気持ちを考え、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を醸成する。
- ・当該学級に多くの教員が関わり、児童の声に耳を傾けるようにする。
- ・被害・加害児童のプライバシーの保護から、騒ぎ立てないように節度ある行動を指導する。

## ○ネット等を介したいじめへの対応

- ・ネット等を介した不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。児童の身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

## ○いじめの早期解消に向け

- ・いじめが解消していない状態においては、被害児童に寄り添い、本人と保護者の主訴を元に、関係修復のための謝罪や和解の場や方法を検討し、最善策を講じる。単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

## **保護者の対応**

- ・被害児童の保護者については、学校、その他の機関と連携して、子どもをいじめから保護するとともに心のケアに当たり、その後の気になる様子など学校との連絡を密にする。
- ・加害児童の保護者については、被害児童にも原因があるという考え方はせず、被害児童及び保護者の心情に共感しながら、学校、その他の機関・保護者等の助言を受けながら、いじめの解決と再発防止にあたる。
- ・被害及び加害児童の保護者は、いじめが解消されたと思われても、継続的に児童の言動を注意深く観察し、見守り、支えるとともに、学校が講じるいじめ等の対策に協力する。

## **地域の対応**

- ・被害及び加害児童とその保護者の心情を配慮し、いじめに関わる情報や風評を広げることのないようにする。
- ・いじめ問題を把握した場合は、当該児童の言動を注意深く見守り、必要に応じて学校や保護者に情報提供する。

## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

ウ 児童や保護者から「（いじめにより）重大な被害が生じた」という申立てがあった場合  
〔平成 25 年 6 月 いじめ防止対策推進法 より〕

### (2) 重大事態への対処

- 被害が深刻化する危険性も想定されるため、速やかに丁寧な対応を行う。その際、被害児童と保護者の心情を理解し、根気強く信頼関係を保つように努める。
- 重大事態が発生した旨を、上越市教育委員会に速やかに報告する。

- 上越市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織（上越市いじめ防止対策等専門委員会や第三者委員会等）を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関（指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）との連携を図る。調査前に被害児童保護者に説明して意見を聞き取り、同意を得る。
- 上記調査結果については、被害児童及び保護者に対し、事実関係や学校の対応方針、その他必要な情報を適切に提供する。また、上越市教育委員会へ調査結果を報告する（調査途中の経過を含む）。
- 以下、上越市教育委員会の指導及び「上越市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づいて対応する。

## 7 その他の留意事項

### ○ 学校評価と教員評価

- ・ 学校評価及び教員評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、具体的な取組状況や達成状況、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意し、いじめの問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるようにする。

### ○ 校務の効率化

- ・ 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校の管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

### ○ 啓発と改善

- ・ いじめ防止基本方針を HP、学校だよりに掲載して地域に広く知らせる。また、年度初めの PTA 総会や学校運営協議会では、具体的な取組を含め説明をする。
- ・ 児童には、年度始めや学期始め、実態に合わせた時期に「いじめをしない、させない、見逃さない」を全校対象または、必要に応じて学級で指導をする。
- ・ 学校は、再発防止策を講ずる責任を有していることを認識し、保護者、児童、教員対象にいじめ防止に向けた取組状況をアンケート等で見直し、心プロジェクトが中心となり PDCA サイクルで改善に努める。